

阪神高速道路株式会社供用約款 新旧対照表

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 新（2025年11月9日～） | 旧 |
|---|---|
| <p>第1条～第5条 (略) (ETC専用出入口等における車両の進入等)</p> <p>第6条 運転者は、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定する<u>ETC通行車（以下「ETC通行車」という。）のみが通行可能と標識</u>その他の方法によって表示されている出入口等（以下「ETC専用出入口等」という。）においては、ETC通行車に限り、進入等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ETC専用出入口等にETC通行車以外の通行車両が進入等をした場合において、やむを得ず通行せざるを得ないときは、運転者は、車線表示板に「サポート」又は「ETC／サポート」の表示がある車線において、会社が別に定めるところにより、<u>高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> | <p>第1条～第5条 (略) (ETC専用出入口等における車両の進入等)</p> <p>第6条 運転者は、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定する<u>ETC専用施設のみが設置された</u>出入口等（以下「ETC専用出入口等」という。）においては、<u>同号の</u>ETC通行車に限り、進入等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、ETC専用出入口等にETC通行車以外の通行車両が進入した場合において、<u>当該出入口等から退出できずに</u>やむを得ず通行せざるを得ない場合は、運転者は、会社が別に定めるところにより、<u>高速道路の料金を支払うものとし、通行するものとする。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> |